

## 議案第 5 1 号

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例（令和 3 年日出町条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙  
運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を

告示される選挙について適用し、この条例の施行の日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 理 由

公職選挙法施行令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。